

令和4年11月2日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「食品表示基準について」の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

国通知の概要

「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」について、抗原性試験の方法を削除し、「添加物に関する食品健康影響評価指針」に定められたアレルギー試験の方法に従う変更があったことを踏まえ、特定原材料等の表示を省略するために必要な分析方法の参照先の変更等について見直しを行ったこと及び食品衛生法施行規則が一部改正され、別表第1に定める人の健康を損なう恐れのない添加物として、新たに「L-酒石酸カルシウム」が追加されたことから、別添添加物1-1の簡略名又は類別名一覧表に「L-酒石酸カルシウム」を追加したことから、「食品表示基準について」を一部改正した。